

調剤行為マスター登録内容の一部変更（令和5年4月1日適用）

調剤行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	变更后	变更前	備考
410003770	地域支援体制加算1（後発医薬品調剤体制加算1又は2）	3		新設		【令和5年4月診療分から適用】 令和5年1月31日付け厚生労働省告示第16号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」に基づく新設
410003870	地域支援体制加算1（後発医薬品調剤体制加算3）	3		新設		〃
410004170	地域支援体制加算2（後発医薬品調剤体制加算1又は2）	3		新設		〃
410004270	地域支援体制加算2（後発医薬品調剤体制加算3）	3		新設		〃
410004570	地域支援体制加算3（後発医薬品調剤体制加算1又は2）	3		新設		〃
410004670	地域支援体制加算3（後発医薬品調剤体制加算3）	3		新設		〃
410004770	地域支援体制加算3（後発医薬品調剤体制加算1又は2・特別調剤）	3		新設		〃
410004870	地域支援体制加算3（後発医薬品調剤体制加算3・特別調剤）	3		新設		〃
410004970	地域支援体制加算4（後発医薬品調剤体制加算1又は2）	3		新設		〃
410005070	地域支援体制加算4（後発医薬品調剤体制加算3）	3		新設		〃
410005170	地域支援体制加算4（後発医薬品調剤体制加算1又は2・特別調剤）	3		新設		〃
410005270	地域支援体制加算4（後発医薬品調剤体制加算3・特別調剤）	3		新設		〃
440017770	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（調剤管理料）	5	新又は現点数	400	300	【令和5年4月診療分から適用】 令和5年1月31日付け厚生労働省告示第16号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」に基づく点数変更
		5	旧点数	300	0	〃
440018170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（在宅基幹薬局）	5	新又は現点数	400	300	〃
		5	旧点数	300	0	〃